

地方独立行政法人法第122条第1項に基づく業務運営に係る是正等の命令に対する措置の内容【概要】

＜東金市・九十九里町・地方独立行政法人
東金九十九里地域医療センター＞

区分	告発内容の概略	事実確認されたこと	設立団体による是正命令の内容	是正命令に対する報告の内容
1. 人事・給与	① 特定の職員における適正性、妥当性を欠く給与面での優遇	① 給与について関係規程(「職員給与規程」、「任期付き職員の採用等に関する規程」、「派遣職員就業規則」)における規定外の支給(調整給)がある。	①-1 令和2年12月分の給与から、労働契約法の関係規定も踏まえたなかで、昇給、昇格を通常の妥当性のあるものとした場合の給与額による支給とすること ①-2 妥当性、適正性に欠ける支給については、労働契約法の関係規定も踏まえたなかで、該当職員に対し自主返納を求めるとともに、誤った支給となった給料分の該当職員からの返還	①-1 令和2年12月分の給与から見直し後の給与とすることについて、対象職員全員の同意を得た。 ①-2 妥当性、適正性に欠ける支給については、令和2年1月分以降の給与について対象者13名中11名が自主返納に同意しており、残りの2名については現在自主返納に係る協議等を進めている。また、誤った支給となった給料分の該当職員からの返還については、令和2年12月中に返還済み。
	② 勤務実態のないなかでの給与支給	② 勤務実態のないなかでの給与支給の事実がある。	② 勤務実態のなかった職員に対しては、労働契約法の関係規定を踏まえたなかで、該当期間の給与の自主返納を求めるとこと	② 勤務実態のなかった期間の給与等の自主返納については、現在自主返納に係る協議等を進めている。 ※上記①-2に含まれるもの。
	③ 手当の不正・不適切支給、妥当性を欠く支給	③-1 規定外の手当(新型コロナウイルス対応関係)の支給がある。 ③-2 時間外手当及び通勤手当の不正支給の事実はない。	③ 関係規程(「職員給与規程」)の適切な整備等及び運用	③ 支給要件等の適切な整理と関係規程の整備を現在進めている。
	④ 必要な手続を経ない、恣意的な人事異動の発令	④ 職種の変更を伴う人事異動に係る手続において十分な説明等がなされているとはいえない事案がある。	④ 労働基準法・労働契約法及び関係規程(「職員就業規則」)の適切な運用	④ 職種変更を伴う異動については、関係規程の運用基準を策定したうえで、対象者へ十分な説明を行うとともに書面での同意を得る。
	⑤ 職員採用における経歴詐称	⑤ 採用担当職員による採用関係文書(履歴書)に係る改ざんの事実がある。	⑤ 採用関係文書(履歴書)に係る改ざんを行った職員に対する厳正な対処	⑤ 改ざんに関与した職員の処分は、懲戒審査委員会の審査を経て実施する。懲戒審査委員会については、令和3年1月13日付けで審査を付託し、審査を開始、令和3年2月末頃を目途に懲戒処分の手続きを完了する。
2. 委託業務	① 契約の適切性の確認として契約書や仕様内容の精査を要する	①-1 関係規程(「会計規程」、「会計実施規程」、「契約規程」)の適切な運用がなされていない。 ①-2 受託業者選定において競争性が確保されているとはいえない。 ①-3 委託業者の選定方法・手続における不備・不足、委託先の不適切な選定(実績のない業者への随意契約)といった事実がある。 ①-4 委託業者選定の経緯に係る文書の多くが存在せず、契約書しか存在しない調達業務がある。	① 関係規程(「会計規程」、「会計実施規程」、「契約規程」)における該当規定に基づく入札の実施などの徹底	① 令和3年度から入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく選定方法を徹底する。また、令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築する。
	② 委託料の過剰な支払い	②-1 SPD業務委託については業務形態の変更等に伴い委託費が増額となったもの(従前、材料費に上乘せされていた部分が委託費に振り替わったもの)。 ②-2 清掃、警備、施設管理業務については業務量の増加等に伴い委託費が増額となったもの。	②-1 SPD業務のうち、市内業者に委託している配送業務分については、病院運営上混乱を招かない範囲での、速やかな(年内、遅くとも年度内)現行契約の解除、委託業者の再選定 ②-2 清掃、警備、施設管理業務については、委託業務内容の精査、またそれを踏まえたなかでの必要な見直し(委託業者の再選定を含む)	②-1 配送業務分については、令和2年11月末をもって契約を解除し、令和3年3月末までの委託先には業務運営上支障をきたさないよう実質的に業務を履行していた業者を選定した。これに伴う委託費の差額(月額で税抜き105万円安価となったもの)の整理等については、専門家の判断を仰ぐ。 ②-2 業務内容の精査や委託業者の再選定を含む必要な見直しを令和3年度内に実施する。
	③ 必要のない業務、履行のない業務への委託費の支払い	③-1 医事業務については不必要な業務の委託、履行のない業務の委託といった事実はない(業務の質を維持するうえで必要な委託である)。 ③-2 令和元年9月・10月に委託した「診療報酬保留分過去分請求業務」については、約1億3,000万円の請求漏れ分への緊急対応によるもの。	③ 診療報酬請求漏れの再発防止に向けた改善策の策定及び提示	③ 現在は返戻分については、2か月以内に再請求をするよう徹底している。
3. 購買契約	① 設立間もない市内業者からの多額の調達	① 設立間もない市内業者への大量発注は、安易な契約、安易な業者選定によるもので、関係規程(「会計規程」、「会計実施規程」、「契約規程」)の適切な運用がなされていない。	①-1 関係規程(「会計規程」、「会計実施規程」、「契約規程」)における該当規定に基づく入札の実施などの徹底 ①-2 業者選定における選定理由の明確化	①-1 令和3年度から入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく選定方法を徹底する。 ①-2 現在は入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底している。
	② 空請求、水増し請求	② 設立間もない市内業者からの購買について、空請求、水増し請求の事実はないとの確認結果に至ったが、発注内容に応じた請求書等となっておらず、発注担当者のメモ書き等により納品数等を確認したといった事案がある。	② 履行確認が確実に実施できる見積書等の徴取の徹底	② 令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインを策定する。
	③ 相場と比較して高額な購買契約	③ 医療機器の購買について、輸液ポンプ60台リース料が高額であるという件については、140台の輸液ポンプ、86台のシリンジポンプの合計額となっていることを確認した。	③ 費用に係る妥当性の検証及びその結果の提示	③ 輸液ポンプ140台、シリンジポンプ86台の内訳 輸液ポンプTE-LM702A:60台(2,560円) 輸液ポンプTE-281A:80台(3,280円) 精密シリンジポンプTE-SS830N:50台(3,470円) TCIシリンジポンプTE-SS835T:6台(5,940円) シリンジポンプTE-351:30台(2,440円) ※価格は全て1台あたりの月額リース料
	④ 医療機器(手術部門システム等)の購入費が高額	④ 手術部門システム9,000万円の購入については、選定委員会で機種選定を行い、入札も実施したものの。	④ 機種選定等に係るプロセス、費用に係る妥当性の検証及びその結果の提示	④ 医療機器等の調達において、理事会では重要な契約の締結を議事とすると定めていることから、契約金額の設定といった運用基準を令和3年度内に策定のうえで実施するように改める。
共通する基本事項		各種規程の適切な整備等がなされているとはいえず、またそれらの運用において適正性や妥当性に欠けるような事案もある。	法人の業務の根拠となる各種規程の適切な整備等を要請するとともに、それらの運用において適正性や妥当性を確保するよう要請する。 不適切な事務処理に関与した職員に対しては、厳正な対処を行うことを要請する。	内部統制システムの整備に関する事項全般について、令和3年度中の実施に向けて体制を構築していくことが最重要課題であり、その確実な運用に向けた進捗状況等は定期的に報告する。 規律違反に関与した職員の処分は懲戒審査委員会での審査を開始しており、その審査結果等を踏まえて実施する。刑法上の必要な措置についても懲戒審査委員会の意見・所管官庁との相談等を踏まえて対応する。